

アルマ アルマの保証について



ニチハ株式会社は住宅会社様を対象に本カタログ掲載のアルマに対して【割れ・剥離10年保証】を実施しています。

■保証対象品：アルマ（新築物件に限る）

保証内容	次の不具合現象のないこと。	保証期間
	<p>●屋根材本体の割れ、剥離</p> <p>※割れ：下葺材まで達する貫通亀裂の状態（表層部の軽微な亀裂を除く）</p> <p>※剥離：下地が露出した剥がれまたはめくり上がり</p>	10年

※施工起因による不具合は含まれません。また、保証内容に抵触するか否かは弊社が判断するものといたします。

■保証期間 「施工完了日」から「保証期間」とします。なお、本保証内容によって補償が行われた場合でも保証期間の変更はありません。また、補償の実施によって弊社製品が使用された場合でも、これにより新たな保証を実施するものではありません。

■保証条件 以下の条件をすべて満足することとします。

- (1) 弊社が定める設計施工資料集（施工時の最新版）に従い、アルマ専用の釘とシングルセメントを使用し、標準施工法で施工されている、日本国内の木造軸組、木造枠組及び鉄骨造（木下地に限る）の新築物件。
- (2) 不具合が発見されたとき、お施主様より速やかに住宅会社様に、その不具合について通知されていること。
- (3) 住宅会社様が、保証書発行申請書原本と弊社が発行した保証書を保管していること。
- (4) 不具合発見後、直ちに当該不具合が回復されるまでの間、当該箇所以外に影響を及ぼさないように保護措置がなされていること。
- (5) 保証対象品が補修されるまでの間、住宅会社様、施工関係業者様および弊社が当該不具合箇所への立ち入り、調査をお施主様より許諾いただけること。

■保証対象者

住宅会社様を対象とします。また保証対象者は、本保証書によって発生する権利義務の一部又は全部を、第三者に譲渡し、引き受けさせ、あるいは担保の用に供することは出来ません。

■補償方法

保証内容に記載する不具合が生じた場合は、住宅会社様が保管している本保証書及び工事記録をご提示頂いた上で、不具合が本製品に起因することを弊社が認めることを条件に、不具合が生じた部分を限度として、不具合の発生していない部分と同程度に修復させるものとし、次のいずれかの内、弊社が最も適切と判断した方法をもって対応します。

- (1) 不具合部分の保証対象品自体の補修
- (2) 不具合部分を対象とした代替製品の無償提供
- (3) 不具合部分を対象とした下記に査定する販売価格に相当する金額の返金 ※
 - ・施工後2年以内に発覚した不具合の場合、販売当時の販売価格を上限として弊社が査定する金額
 - ・施工後3年目以降保証期間満了までの間は、経過年数ごとに減額された製品査定額を上限として弊社が査定する金額
 - ※防水紙、留付金具等付属部材、胴縁下地その他の部材、シーリング、仮設足場ならびに施工手間に相当する価格は除く。
- (4) その他、協議の上最も適切と判断した方法

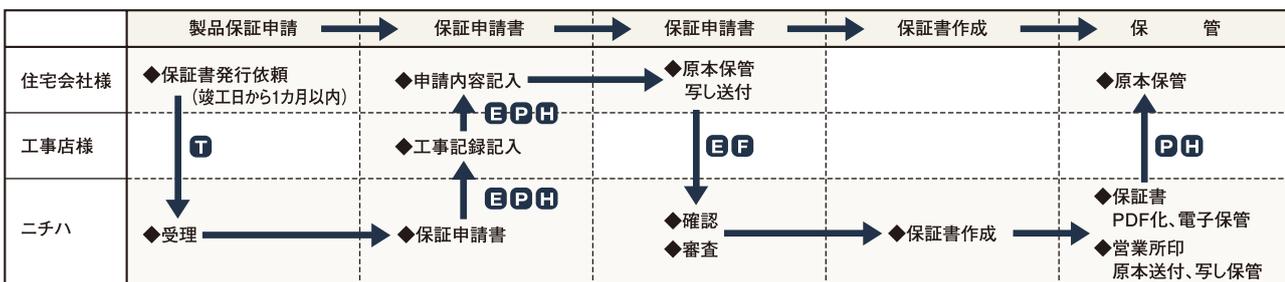
■ 免責事項 下記の事項に該当する場合には、免責とさせていただきます。

1. 保証対象品以外に発生した不具合。
2. 保証内容に記載の不具合現象以外又は不具合の程度に達しない現象。
3. 保証内容に記載の不具合現象で、製品機能を損なわない表層の膨れ、砂落ち現象。
4. 保証内容に記載の剥離現象で、セルフシーラントの粘着効果が発現しない状態で発生した場合。
5. 保証期間経過後に申し出た場合、又は保証期間内に生じたものでも発見後1年以上申し出なかった場合。
6. 故意・過失又は不具合を放置した場合、及び拡大損害。(屋根上の歩行や落下物による不具合を含む。)
7. 建物・躯体・下地の構造・変形・変位などに起因する不具合。
8. 地盤、特殊な周辺環境、公害、事故、天変地異等に起因する不具合。
9. 弊社の設計施工資料集・取り扱い説明書に記載された事項に反する又は遵守されない設計、取扱い、保管、搬送、施工、維持管理による不具合。
また、不適切な換気や屋根樋に起因する不具合。
10. 屋根材施工完了後の増改築や補修あるいは設備機器・看板等の取付工事等による不具合。
11. 内部結露、伝い水、もらい錆、カビ、藻類、細菌、地衣類、原核生物による不具合。
12. 雪おろしに起因する不具合。
13. 施工当時実用化された技術では予測することが不可能な現象による不具合。
14. 保証書または工事記録の原本を紛失した場合、あるいは事実と異なる記載がある場合。
15. 弊社の定める販売可能地域(施工当時)以外で使用された場合。
16. その他弊社の責に帰さない事由による不具合。

■ その他

- ・上記記載の住宅会社様のみが補償対象となります。
- ・保証の権利は移転できません。
- ・本保証書に定めのない事項または本保証の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって速やかに協議のうえ解決するものとします。

■ 保証書発行申請から発行・保管までの手順



伝達方法 T: 電話、口頭 E: 電子メール F: FAX P: 郵便 H: 手渡し

※その他の保証については、弊社営業所にお問い合わせください。基本的には上記同様の内容であり、物件ごとに対応させていただきます。